
アメリカ不正会計と その分析: 歴史的視点

清水泰洋 (神戸大学)

2003年7月12日 第6回神戸フォーラム

shimizu@rose.rokkodai.kobe-u.ac.jp

はじめに

■ 可能な研究

- 「すでに生じた未来」としての過去
 - 会計士の法的責任の推移
 - 当時の不正会計のケーススタディ
 - 大恐慌から証券諸法までの経緯
- その他の歴史研究アプローチの存在 (Carnegie and Napier)

■ 問題

「2002年はどれだけ1920/1930年代か」

大恐慌～証券諸法期

- 研究のアプローチ
 - 証券市場参加者の間での富の分配
 - 会計規制の形成(会計基準, 監査ルール, legislative history,
 - 会社会計実務への影響(報告を行う企業のアカウンタビリティ,
 - 不正会計事件に対する会計プロフェッションの対応
- 本報告のアプローチ
 - 不正会計事件を会計プロフェッション等の組織的反応の契機

構成

- I. 1920年代の不正会計
- II. 不正会計への私的な対応
- III. 証券諸法と会計プロフェッション

I. 1920年代の不正会計

■ 背景

- 第一次世界大戦以降の株式会社観の変化
- 会計士業務の変化
 - 税務の重要性の拡大
- プロフェッション団体の分裂(1921 ~ 1936)
 - AIA (American Institute of Accountants)
 - ASCPA (American Society of Certified Public Accountants)

1920年代の不正会計

- 「不正」の判断の難しさ
 - 望ましい会計に対する基準の不在
 - 会計処理に対する規制の不在
- 会計実務に対する批判
 - 銀行より
 - 会計教育者より (Kohler, 1926; Hatfield, 1927)
 - William Z. Ripleyより (*Main Street and Wall Street*, 1927)

Ripleyの会計批判

■ 非開示

- 財務諸表そのものの非開示
- 抽象度の高さ(項目の集約)
- 資産の評価基準の非開示
- 資本の部の表現
- 損益計算書の重要項目の非開示(売上高, 売上原価, 減価償却費等)

Ripleyの会計批判

- 資本と利益の区分
 - 固定資産会計
 - 減価償却費の操作
 - 無額面株式と無形資産
 - 株式のクラス分け(クラスA, クラスB等)による支配権と利益請求権の分離
 - 組織再編時の恣意的な資産評価

資本と利益の区分

■ Brown Shoe Co.の例

- 1926年に資本金(\$840m)と(利益)剰余金(約\$450m)の区分を廃止し,合計額のみを表示
- 同年に無形資産を切り下げ(約\$500m)
- 3年後に資本金と利益剰余金を再び区分表示
 - 資本金:約\$340m(= \$840m - 500m)
 - 利益剰余金:約\$800m
- 剰余金の合算によって,利益剰余金による切り下げの外観を提供

Kreuger & Toll事件

- **大恐慌以降に発生した大規模倒産事件**
 - Insull Utility Systems, Inc.
 - Kreuger & Toll Co. (Aktiebolaget Kreuger & Toll)
- **スウェーデンを本拠とする国際的持株会社**
 - **高い債券利率 (participating bondにつき) ・配当率により大恐慌以降も高い評価を維持**

Kreuger & Toll事件

■ 問題点

□ 粉飾の発見

1918年1月1日から1932年3月31日までの決算

帳簿上の利益	S.Kr.	1,179,357,000
--------	-------	---------------

実際の利益(概算)		<u>150,962,000</u>
-----------	--	--------------------

差額	S.Kr.	1,028,395,000
----	-------	---------------

□ 財務諸表はKreugerが自ら作成, 帳簿をそれに応じて作成

Kreuger & Toll事件

- 長期にわたる粉飾を可能とした要因
 - Kreuger本人の信用
 - 秘密主義の受容
 - Kreugerの独裁的権限
 - 部下の服従
- 監査を強制する大きな原動力に (NYSE, 証券諸法)

II. 不正会計への私的な対応

- AIAのRipleyへの批判に対する対応
 - モデルとなる価値観の維持
 - 監査の意義の強調
 - 会計士の地位と責任の確立
(英国をモデルに)
 - 私的な団体による改善活動の支援
 - 証券諸法により不十分なものに
 - 価値観は他者には受容されず

AIAの対応

- Ripleyの批判に対するG. O. Mayの反論
 - 社会科学研究評議会(SSRC)の研究を支援
 - 成果が『近代株式会社と私有財産』
 - 開示の重要性の強調
 - NYSEの行動に対する評価

AIAとNYSEとの関係

- 新規上場会社への監査の強制
- 全上場会社への監査の強制
- 要求される会計処理の列挙 (ARB1に)
 1. 未実現利益計上の禁止
 2. 資本剰余金を利用した損益計算書回避の禁止
 3. 連結前の子会社の利益剰余金の連結・配当の禁止
 4. 自己株式配当の収益計上の禁止
 5. 役員, 従業員, 関連会社に対する債権の個別計上
 6. 一部を贈与とする株式の新規発行での資本金計上額

AIAによる会計士の責任概念

- 会計士の地位と責任の確立
 - 定期的な監査の強制を要求(20世紀初頭より)
 - *Audits of Corporate Accounts* (1934)
 - AIAが単独で公表した初の監査ルール
- 監査の限界の強調
 - NYSEのHoxseyとの議論
 - 内部統制の評価と監査範囲との関係の公表
 - 監査人の潜在的責任の限定
- 責任概念は他者に受容されたのか？
 - Ultramares事件
 - 証券諸法(特に1933年証券法)

Ultramares事件 (1931)

- Ultramares Corp v. Touche *et al.*, 174 N.E. 441 (N.Y. 1931).
 - 契約当事者および主たる受益者である第三者に対しては過失責任
 - 第三者に対しては詐欺を責任の要件に, ただし重過失をもって法定上の詐欺に
 - "If liability for negligence exists, a thoughtless slip or blunder . . . may expose accountants to a liability in an indeterminate amount for an indeterminate time to an indeterminate class. . . . public accountants are public only in the sense that their services are offered to any one who chooses to employ them."
- **AIAが主張する会計士の責任概念は受け入れられず**

III. 証券諸法と会計プロフェッション

- 証券諸法の制定による会計士の役割の再定義
 - 反発 協力 危機 安定

証券諸法

■ 1933年証券法

- 「証券真実法」:すべての真実な情報を公開
- FTC (SEC)の権限
 - “stop order” (§ 8(d))
 - 会計基準設定 (§ 19(a))
- 会計士の責任
 - 登録届出書中の重要事実に関する虚偽記載または脱漏について,証券購入者は会計士を訴えることが可能 (§ 11(a))
 - 立証責任は会計士に (§ 11(b)(3))
 - 責任は連帯および単独責任 (§ 11(f))

会計士の反発

- 当初は拒否反応

- May

I cannot believe that a law is just, or can be long maintained in effect, which deliberately contemplate the possibility that a purchaser may recover from a person from whom he has not bought, in respect of a statement which at the time of this purchase he had not read, contained in a document which he did not then know to exist, a sum which is not to be measured by injury resulting from falsity in such statement.

1934年証券取引所法

- 証券を流通させるすべての会社について監査済み財務諸表の登録を要求
- 会計士の責任の減少
 - 投資家の立証責任
 - 損失と財務諸表の虚偽表示との因果関係
 - 損失は虚偽の財務諸表を信頼した結果
 - 重過失または詐欺に対する責任

SECと会計士

■ SECと会計士の協力

- SECは当初から会計士に依拠
- 提出する財務諸表の様式・用語法に関する基準
- 監査パンフレットの作成 (*Examination of Financial Statements by Certified Public Accountants, 1936*)

■ 危機

- AIAとASCPAの対立関係に対する懸念
- 会計原則に対するSECの不満とAAA会計原則に対する評価
「複式簿記の簡単なルールを別にすると、この国の会計士が合意する原則はほとんど存在しない」(Blough)
- SEC主任会計官による会計事項に関する意見の表明

危機への対処

- AIAとASCPAの合併(存続法人はAIA)
- 会計原則設定への試み
 - 『SHM会計原則』公表の支援
 - CAP(Committee on Accounting Procedure)の権限強化

McKesson & Robbins事件 (1938 ~ 1939)

- 医薬品卸売業者のMcKesson & Robbins社のカナダ子会社を中心とする不正事件
 - 形式上は揃った証拠文書
 - 棚卸資産の立会と売掛金の確認
 - Price Waterhouseが監査(当時最大の会計事務所)

McKesson & Robbins事件

■ AIAの対処

- *Extension of Auditing Procedure* (1939)
- Committee on Auditing Procedureの設立

■ ASR19

“Action has already been taken by the accounting profession adopting certain of the auditing procedures considered in this case.”

- **結果としてAIAが会計・監査問題に関する権威者であることを確認**

1920 ~ 30年代と現在

- 不正会計事件の役割: 改革の直接の契機に
 - Kreuger & Toll事件 証券諸法
 - McKesson & Robbins事件 監査基準の整備
- 不正会計事件の発生以前の役割
 - 証券諸法の立法内容 Berle & Meansの研究
 - SECによるAIAの権限の確認 AIAによる諸活動
- Levitt講演からEnron, Sarbanes-Oxley法の過程は？

1920 ~ 30年代と現在

■ 相違点

- 会計士の地位, 会計の役割に関する合意

■ 将来

- 「会計士は自分たちが望む以上にプロフェッショナルとなることを要求された」(Miranti)
- 第二のMcKesson & Robbins事件の発生